

平成 24 年 12 月 19 日

乾式複写機の設置をする者の募集について（公告）

横浜地方裁判所長

横浜地方裁判所国有財産事務分掌者 倉 吉 敬

横浜家庭裁判所長

横浜家庭裁判所国有財産事務分掌者 西 村 則 夫

横浜地方裁判所庁舎等の一部において、有償による使用許可を受け、乾式複写機を設置する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

横浜地方裁判所庁舎等における使用許可（乾式複写機の設置）の相手方の選定

2 募集の趣旨

事件記録等の謄写の用に供するために、横浜地方裁判所庁舎等の一部について、乾式複写機を設置させる前提で使用許可（有償）をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人であると個人であるとを問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書の優劣により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所

(1) 横浜地方裁判所が使用許可をする場所

ア 横浜市中区日本大通 9 番地

横浜地方・簡易裁判所庁舎

1 階事務室，3 階物件等明細書閲覧謄写室，9 階民事閲覧謄写室，

10 階刑事記録閲覧室

イ 川崎市川崎区富士見 1 丁目 1 番地の 3

横浜地方裁判所川崎支部川崎簡易裁判所庁舎

3 階物件明細閲覧室

ウ 相模原市中央区富士見 6 丁目 10 番 1 号

横浜地方裁判所相模原支部相模原簡易裁判所庁舎

3 階記録閲覧室

エ 神奈川県横須賀市新港町 1 番地 9

横浜地方裁判所横須賀支部横須賀簡易裁判所庁舎

3 階物件明細閲覧室

オ 神奈川県小田原市本町 1 丁目 7 番 9 号

横浜地方裁判所小田原支部小田原簡易裁判所庁舎

1 階物件明細記録閲覧室

(2) 横浜家庭裁判所が使用許可をする場所

横浜市中区寿町 1 丁目 2 番地

横浜家庭裁判所庁舎

1 階謄写室，家事訟廷事務室内謄写スペース

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は，使用許可を受けた場所において，自らが提出した企画提案書の内容に従い，乾式複写機を設置する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成 2 4 年 1 2 月 1 9 日（水）から平成 2 5 年 1 月 8 日（火）まで（ただし，1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日，土曜日，日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで（ただし，正午から午後 1 時までを除く。）

イ 交付場所

横浜地方裁判所事務局経理課管理係

横浜市中区日本大通 9 番地 電話 0 4 5（3 4 5）4 1 2 2（直通）

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送又は電送による交付申込みは受け付けない。）。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成 2 5 年 1 月 2 1 日（月）から同年 1 月 2 5 日（金）まで（ただし，土曜日，日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで（ただし，正午から午後 1 時までを除く。）

イ 提出場所

上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参する方法による（郵送又は電送による提出は受け付けない。）。

エ 提出部数 3 部

6 質問及び回答

(1) 本件の応募又は企画提案書の作成，提出に関する質問は，次の提出期限まで，書面にて受け付けるので，提出場所に持参する。

ただし，手続及び企画提案書の形式についての質問は，前記企画提案募集要領交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格 A 列 4 番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成 2 5 年 1 月 1 1 日（金）午後 3 時まで

ウ 提出場所 上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

(2) 回答書は、次の交付日時に交付場所において手交する（郵送又は電送による回答は行わない。）。

ア 交付日時 平成25年1月18日（金）午後3時

イ 交付場所 前記企画提案募集要領の交付場所と同じ

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(2) 応募者は(1)の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は(1)の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した別添の誓約書を提出すること。

(3) (1)及び(2)の要件を満たした応募者が提出した企画提案書が、次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記5に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(4) 欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について評価し、最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

8 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語，通貨及び単位は，日本語，日本円，日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は，すべて応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため，必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。

誓 約 書

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（ 1 ）、政治活動標ぼうゴロ（ 2 ）、その他暴力団関係者から、不当

要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

- 1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
- 2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

横浜地方裁判所長

横浜地方裁判所国有財産事務分掌者 殿

横浜家庭裁判所長

横浜家庭裁判所国有財産事務分掌者 殿

平成 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称